

減免認定基準表

障害の種類		障害の程度				精神障害者	知的障害者
		身体障害者 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)		戦傷病者 (恩給法別表第1号表の2、第1号表の3)			
		本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
視覚障害	1級から4級まで	1級から4級まで	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで	障害等級1級	障害の程度A	
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで			
平衡機能障害	3級	3級	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで			
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	—			
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級まで	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで			
体幹不自由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級	—			—
	移動機能	1級から6級まで	1級から3級まで	—			—
心臓機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
じん臓機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで	—	—			
肝臓機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで			